

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年6月23日(2011.6.23)

【公開番号】特開2011-31068(P2011-31068A)

【公開日】平成23年2月17日(2011.2.17)

【年通号数】公開・登録公報2011-007

【出願番号】特願2010-254350(P2010-254350)

【国際特許分類】

A 4 5 D 34/04 (2006.01)

A 4 6 B 5/00 (2006.01)

【F I】

A 4 5 D 34/04 5 1 0 Z

A 4 6 B 5/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月2日(2011.5.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

湾曲した把持部の先端に毛を束ねたブラシ部が、その毛長方向が前記把持部の長手方向と一致するように装着してあり、前記把持部には間隔をあけて複数のくびれが形成してある染毛用又は理美容用のブラシであって、

前記把持部の途中には、前記くびれにより区分けされた所定の幅を有する回転保持部が形成してあり、

前記回転保持部より前記把持部の先端側となる先端側範囲及び前記回転保持部より前記把持部の基端側となる基端側範囲はそれぞれ、前記回転保持部に比べて幅を広くした扁平な断面形状を有する範囲を含み、

前記先端側範囲及び前記基端側範囲はそれぞれ、前記回転保持部に近づく箇所ほど、幅方向の両側から幅が狭くなるように形成してあることを特徴とする染毛用又は理美容用のブラシ。

【請求項2】

前記先端側範囲および前記基端側範囲はそれぞれ、前記把持部の湾曲の半径方向と直交する方向に、扁平な断面形状を有する範囲を含むと共に、前記先端側範囲と前記基端側範囲とでは、湾曲に係る曲率が変えてある請求項1に記載の染毛用又は理美容用のブラシ。

【請求項3】

前記ブラシ部は、断面形状が扁平な平筆状であり、

前記ブラシ部の断面が扁平な方向と、前記先端側範囲の断面が扁平な方向とは、同方向にしてある請求項1又は請求項2に記載の染毛用又は理美容用のブラシ。

【請求項4】

前記回転保持部は、厚さと幅がほぼ等しくしてある請求項1乃至請求項3のいずれか1項に記載の染毛用又は理美容用のブラシ。

【請求項5】

前記先端側範囲及び前記基端側範囲の幅方向の両側から幅が狭くなるように形成してある箇所はそれぞれ、前記くびれにより、複数の部分に区分してあると共に、区分された各部分ごとに順次、幅が狭くなるようにしてある請求項1乃至請求項4のいずれか1項

に記載の染毛用又は理美容用のブラシ。